入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
令和４年12月15日
独立行政法人
鉄道建設・運輸施設整備支援機構
契約担当役
北海道新幹線建設局長　竹津　英二
◎調達機関番号　565　◎所在地番号　01
○北海建公告第31号

1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　北海道新幹線、尻別川橋りょう（合成けた）（電子入札対象案件）
⑶　工事場所　北海道虻田郡倶知安町
⑷　工事内容　本工事は、北海道新幹線新青森起点287㎞834ｍから288㎞101ｍの尻別川橋りょう（橋長267m、３径間連続合成箱桁）の製作・運搬・架設、防音壁、ダクト及び路盤RCの工事である。合成桁の架設方法は、中央径間はトラベラークレーン架設、側径間は横取架設を考えている。
⑸　工期　契約締結日の翌日から51箇月間
⑹　使用する主な資機材　鋼材（ボルトを除く。）約2,700ｔ、生コンクリート　約2,700㎥、鉄筋　約290ｔ
⑺　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑻　本工事は、施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。
⑼　本工事は、契約締結後に工事材料、施工方法等の変更について提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
⑽　本工事は、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより実施する対象工事である。
なお、電子入札システムにより難い者は、契約担当役の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変更することができる。
⑾　本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。
⑿　本工事は、地域外（遠隔地）からの建設資材等の調達に係る費用について支払実績により設計変更を実施する試行工事である。
⒀　本工事は、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木関係積算標準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。
⒁　本工事は、受発注者双方が工程調整を行うことにより、週休２日を達成するよう工事を実施する「週休２日制モデル工事（発注者指定方式）」の試行工事である。
⒂　本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を行う試行工事である。
⒃　本工事は、元請け企業の労務賃金改善に関する取り組みを促進するため、総合評価方式においてインセンティブを付与する「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の試行工事である。
⒄　本工事は、建設キャリアアップシステム義務化モデル工事の試行対象工事である。試行内容の詳細は、内容説明書によることとする。
⒅　本工事は、建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置は認めない工事である。
⒆　本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionの取り組みにおいて、BIM／CIM（Building／Construction Information Modeling, Management）を導入することにより、ICTの全面的活用を推進し、BIM／CIMモデルの活用による建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を図ることを目的とするBIM／CIM活用工事（発注者指定型）である。
⒇　本工事は、脱炭素化の加速に向けた取り組みを行う企業を評価する「カーボンニュートラル試行工事」である。

2　競争参加資格　次に掲げる条件を全て満たす２者又は３者を構成員とする特定建設工事共同企業体又は単体有資格者とし、かつ、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「当機構」という。）北海道新幹線建設局長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。
⑴　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程（平成15年10月機構規程第78号）第４条又は第５条の規定に該当しない者であること。
⑵　当機構における「鉄骨鉄けた」に係る令和３・４年度一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
㈱会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当機構が別に定める手続きに基づく競争参加資格の再認定を受けていること。
⑶　特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格者は、次の①の施工実績を有すること（経常建設共同企業体にあっては、いずれかの構成員が当該施工実績を有すること。）。
特定建設工事共同企業体のその他の構成員は、次の①又は②の施工実績を有すること。
①　鉄道工事における鋼材重量400ｔ以上の合成桁又は鉄桁の製作・架設工事
②　鉄道工事における合成桁又は鉄桁の製作・架設工事
※　鉄道工事とは、鉄道構造物等設計標準に基づき設計された鉄道構造物の工事をいう。
当該施工実績は、平成19年度以降に元請として完工（引渡し済みのものに限る。）したものに限る。
なお、当該施工実績を１件名で満たすことができない場合は、複数件名の組合せとすることができる。当該施工実績が共同企業体の構成員としての実績である場合には、特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格者は出資比率が構成員中最大、特定建設工事共同企業体のその他の構成員は出資比率が10％以上のものに限る（乙型にあっては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない。）。
また、当該施工実績が当機構の発注した工事である場合には、工事成績評定点が65点以上のものに限る。
ただし、当機構の発注した工事のうち工事成績評定点の通知を受けていない工事又は一部しゅん功し引渡し済みの工事（当該工事の主たる目的物の引渡しに限る。）においても、要件を満たす場合は施工実績とすることができる。
なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた一時中止措置等に伴い完工していない工事も施工実績とすることができる。この場合は、工期延伸が確認できる資料（契約書の写し）及び一時中止措置状況が確認できる資料（一時中止通知書）を添付すること。
⑷　当機構の施工実績がある場合は、当該工事種類における令和２年度及び令和３年度の当機構の工事成績が、２年連続で平均が60点未満でないこと。
⑸　工事全般の施工計画が適正であること。
⑹　特定建設工事共同企業体の全ての構成員又は単体有資格者は、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を当該工事に配置できること。
なお、その配置方について、「監理技術者制度運用マニュアル（平成16年３月１日国土交通省総合政策局建設業課）」によるものとする。
ア　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。
㋐　１級建築施工技士の資格を有する者
㋑　１級建築士の資格を有する者
㋒　技術士（建設部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設－鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。））の資格を有する者
㋓　国土交通大臣（平成13年１月５日以前においては建設大臣）が１級土木施工管理技士、㋐、㋑又は㋒に掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者
イ　特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格者は、次の①及び③の施工経験を有すること。
特定建設工事共同企業体のその他の構成員は、次の①又は②の施工経験及び③又は④の施工経験を有すること。
①　鉄道工事における鋼材重量200ｔ以上の合成桁又は鉄桁の製作工事
②　鉄道工事における合成桁又は鉄桁の製作工事
③　鋼材重量200ｔ以上の合成桁又は鉄桁の架設工事